

## 質 疑 応 答

質問のある方はどしどしお寄せ下さい。  
内容に応じてそれぞれの權威者の解答が  
與えられます。宛先は「病院」編集部に  
お願いいたします。

第4問 長井先生の「病院給食の改善」に就き  
ましては小生も 附添婦の行う 補食調理を 廢止し  
て、特別食の調理を一樣病院で行う計畫に就き、  
年来考慮して来たのですが人員、經理方式等で行  
詰り未だに 實行出来ないのを 残念に思つて居ま  
す。此の點に就き支障のない範圍で結構でありま  
すから長井先生の御解答を得たいと思つて居りま  
す。

1, 一品料理の調理人としては病院職員の範圍内  
で充當出来ますか、又其の人員。

2, 經理方法（互助會等で行つて居られますか？  
と云う意味）

尙食品保温器御考案の由、其の設計圖面、使用  
方に就き御教授下さらば大いに参考と致し度い  
と思つて居ります。

3, 互助會等で行われている時は調味料、燃料等  
の取扱い（配給品や病院官物との區別方法フラ  
イに用いる油脂等は配給以外には仲々入手出来  
ないのですが） （国立神戸療養所 永坂三夫）

答

1, 病院職員の範圍内でやつている。

人員 獻立及び調理 栄養士 1名

調理助手 炊 婦 2名

注文伝票整理並びに買出し 事務員 1名

2, 最初始める時の資金を互助會より借用したが互助會  
ではやつていない、病院給食の一部としている。

3, 材料は別購入で病院給食の配給官物と區別している  
油脂は肉屋よりラードを購入して使用している。

4, 保温器は右圖面の様で

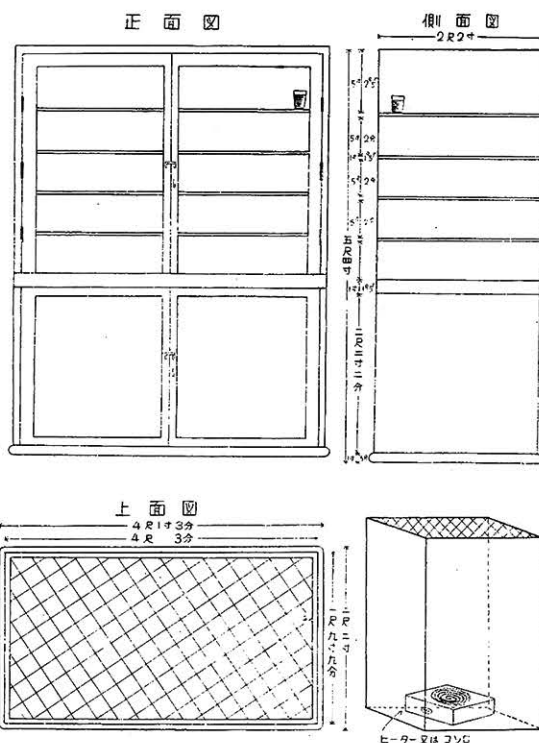
保温器の内側はトタンが張つてある。

底部に煤炭火鉢が置いてある。

食器をのせる各段は金網である。

天井に直径2cmの穴があいている。

金網の上に乾燥防止の意味でカップ一杯の水がのせて  
ある。



（国立療養所浩風園長 長井盛至）

第5問 医療法施行規則に「第三階以上の階に  
病室を有するものについては避難に支障のないよ  
う二以上の避難階段を設けること」とあるが、避  
難階段の構造設備に基準があれば伺いたい。

（一産業病院院長）

答

医療法の施行規則中には、御質問の通り避難階段を設  
けることと規定してあるが、その構造については特別に  
基準が示されていない。然し病院の避難階段は、突発的  
な災害に備えて完全にその効果を期待されなくてはなら  
ないし、又特に患者の運搬という問題についても考慮さ  
れなければならないので、充分その目的に適つた構造設  
備を有していることが必要である。例えば2階の病室か

ら出火した際に、3階以上の患者が避難出来ないようであつては、避難階段としての価値がないことになる。

建築物の構造、設備等についての一般的な基準を示している市街地建築物法（大正8年4月5日、法律第37号）の第14条に「主務大臣は学校、集会場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火場葬其他命令を以て指定する特殊建築物の位置、構造、設備又は敷地に関し必要なる規定を設けることを得」とあつて、これに基づいて特殊建築物規則（昭和11年9月11日、内務省令第31号）という規定がある。これは特殊建築物のうち学校、共同住宅、百貨店及び自動車車庫の構造設備について規定しているもので、その中に避難階段の構造設備が詳細に定められている。これは直接病院に關係した規定ではないが、病院の避難階段について基準を求めるならば一応この基準を参考とすることが適當であると考えられるので、やゝ複雑であるが次にその条項の全文を掲げて参考に供する。

#### 特殊建築物規則

第2条 避難階段は屋内避難階段、準屋内避難階段及屋外避難階段の3種とす。

屋内避難階段の構造設備は左の規定に依るべし但し地上階に設くるものには最上部に在りては第1号、第2号、第4号又は第5号の制限に依らざることを得。

- 1、屋内との連絡には露台又は外氣に開放する附室を設くること。
- 2、階段室及附室は耐火構造の壁体を以て之を圍繞すること。
- 3、階段室には外氣又は附室に面し適當なる窓又は之に代るべき採光面を設くること。
- 4、階段室、露台及附室に面し出入口以外の開口を設けざること。
- 5、屋内より露台又は附室に通ずる出入口には自動閉鎖の甲種防火戸を設くること。
- 6、前号の出入口及露台又は附室より階段室に通ずる出入口に設くる扉は地方長官の承認する場合を除くの外第1階に向う避難の方向に開く設備と爲すこと。
- 7、階段は耐火構造と爲し第1階迄直通せしめ第1

階に於ては直接非常口に通ずること。

準屋内避難階段の構造設備は左の規定に依るべし但し地上階に設くるものに付最上部又は第1階に在りては第1号、第3号又は第4号の制限に依らざることを得。

- 1、階段室は外氣に面する部分を除くの外耐火構造の壁体又は甲種防火戸を以て之を圍繞すること。
- 2、階段室には外氣に面し適當なる窓又は之に代るべき採光面を設くること。
- 3、階段室の屋内に面する壁面に窓を設くる場合には其の面積は各1平方メートル以内とし且鉄骨網入硝子造の簀殺戸又は之に代るべき設備の戸を設くること。
- 4、屋内より階段室に通ずる出入口には防火戸又は鉄骨網入硝子戸を設け且地方長官の承認する場合を除くの外自動閉鎖の設備を爲すこと。
- 5、前号の出入口に設くる扉は前項第6号の規定に準ずること。
- 6、階段は耐火構造と爲し第1階迄直通せしめ第1階に於ては適當に非常口に連絡すること。

屋外避難階段の構造設備は左の規定に依るべし但し地上階に設くるものには最上部に在りては第3号又は第4号の制限に依らざることを得。

- 1、建物の外側に設くること。
- 2、階段及踊場の有効幅員は60センチメートル以下と爲すこと。
- 3、階段、踊場又は露台に近接する部分の避面に窓を設くる場合にはその面積は各1平方メートル以内とし且鉄骨網入硝子造の簀殺戸又は之に代るべき設備の戸を設くること。
- 4、屋内より階段に通ずる出入口には自動閉鎖の防火戸又は鉄骨網入硝子戸を設くること。
- 5、前号の出入口に設くる扉は第2項第6号の規定に準ずること。
- 6、階段は耐火構造と爲し地盤面迄直通せしめ道路、広場の類に適當に連絡すること。

（厚生省醫務局醫務課 中尾技官）